

阿波おどりにおける露店出店に係る暴力団等排除及び出店手続等に関する要綱(案)
(趣旨)

第1条 この要綱は、徳島市で開催する阿波おどりを安全で明るいものとし、地域文化の発展に寄与するため、阿波おどりにおける露店の出店に係る暴力団等排除及び出店手続等について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団等 暴力団若しくは暴力団員又はこれらの密接関係者をいう。
- (4) 出店申請者 阿波おどりにおける露店の出店を申請する個人または法人をいう。

(出店の承認)

第3条 出店申請者は、阿波おどり実行委員会(以下「委員会」という。)の承認を受けて、阿波おどりに出店するものとする。

(承認の基準)

第4条 委員会は、出店申請者又はその従事者が次の各号に該当するときは、承認しないものとする。

- (1) 暴力団等であるとき
- (2) 暴力団等がその経営を支配していると認められるとき
- (3) 暴力団等が経営に実質的に関与していると認められるとき
- (4) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団等を利用するなどしているとき
- (5) 暴力団等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団等の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (6) 暴力団等であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (7) 暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- (8) 居所不明、素行不良等出店者又は従事者としてふさわしくない者
- (9) 犯罪行為を行った者
- (10) 第6条に規定する誓約事項に署名しないとき
- (11) その他前各号に準ずる者

(承認等の手続)

第5条 出店申請者は、委員会が定める出店申請書(徳島県移動店舗事業協同組合の組合員は組合員用、それ以外の者は一般用)を2部作成し、阿波おどり開催期日の概ね1ヶ月前までに出店の申請をするものとする。ただし、組合に出店の申請を委任した者については、当該組合が一括して出店申請書を委員会に提出することができる。

2 委員会は、出店を承認するときは、出店申請書1部に出店を承認する旨を明記した書類(以下「出店承認証」という。)を、出店申請者本人に交付するものとする。

3 出店申請者又は従事者が、急病により従事できないときは、医師の診断書、急病以

外の理由による場合はそれを証明する書類を添付し、新たに出店する者があらためて出店申請を行うものとする。

4 委員会は、出店を承認しないとき、又は承認を取り消すときは、出店申請者に対し、不承認又は承認取消の旨を通知するものとする。

(出店申請時の措置)

第6条 出店申請者は、出店の申請にあたっては、出店申請書裏面の誓約事項について表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを誓約するものとする。

(出店場所の指定)

第7条 出店場所の指定は、委員会が関係機関等と協議のうえ決定するものとする。

(名義貸し等の禁止)

第8条 出店承認証は、出店申請者本人に対する承認であり、名義貸し、承認証の貸出等についてはこれを禁止するとともに、承認された従事者以外の者についても従事することを禁止し、これに違反した者については、以後の出店を承認しないものとする。

(承認の取消)

第9条 委員会は、出店の承認をした場合において、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、何らの催告をせず、出店の承認を取り消し、以後の出店を認めないものとする。

(1) 第4条各号に該当するとき

(2) 第8条に該当するとき

(3) 暴力的な要求行為を行ったとき

(4) 法的権限を超えた不当な要求行為を行ったとき

(5) 脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行ったとき

(6) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて委員会の信用を棄損し、又は業務を妨害する行為を行ったとき

(7) 道路使用許可申請等関係法令に基づく必要な手続を行わないとき。

(8) 第13条又は第14条の規定を守らず、委員会及び関係者等の正当な指示に従わないとき。

(9) その他前各号に準ずる行為

2 前項の規定による承認取消又は出店拒否の期間は、翌年度の阿波おどり終了までとし、かつ、改善されたと認められるまでとする。

(通報報告)

第10条 出店者及び従事者は、暴力団等反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入若しくは犯罪被害を受けた場合は、委員会及び警察への通報及び必要な協力を行うものとする。

(露店の規格及び店舗数)

第11条 露店の規格は、委員会が指定する出店場所に合致させるものとする。

2 出店数は、原則として1個人又は1法人につき1店舗とする。

(諸費用の負担)

第12条 委員会は、出店者に対し、出店等に伴う諸費用を請求することができる。

2 出店者は、前項の請求を受けたときは、速やかに委員会に納付するものとする。

(許可証等の携帯・掲示)

第13条 出店者は、次に掲げる承認証等を携帯し、又は露店等の見やすい場所に掲示し なければならない。

- (1) 出店承認証
- (2) 公道に出店した場合は、道路使用許可証
- (3) 食品を扱う場合は、飲食店営業等許可証

(出店者の遵守事項)

第14条 出店者は、次の事項を誠実に遵守しなければならない。

- (1) 法律で禁止されている物品又は阿波おどりの品位を損なうおそれのある物品を販売しないこと。
- (2) 食品を扱う露店は、事前に保健所の飲食店営業等の許可を得ておくこと
- (3) 火気を使用する露店は、消火器を常設するとともに、所轄消防署へ露店等の開設届出をすること。
- (4) 出店場所付近の形状の変更を伴う工作をしないこと。
- (5) ゴミ類は、出店者の責任において確実に処理すること。
- (6) 出店場所は、使用前の状態に復すること。
- (7) 交通法令を遵守し、物品の搬出入に当たっては交通の支障にならないよう努めること。
- (8) 使用する車両は、指定された駐車場等へ駐車すること。
- (9) 阿波おどり終了後は、速やかに閉店し、会場から退出すること。
- (10) 責任者を常駐させるとともに、連絡方法等を明らかにしておくこと。

(撤去及び退去等の措置)

第15条 委員会は、本要綱に違反する出店者に対しては、店舗の撤去及び退去等必要な措置をとることができるものとし、それにより出店者に損害が生じても委員会は何らこれを賠償又は補償することは要せず、これにかかる諸費用は出店者が負担するとともに、撤去又は退去等により委員会に損害が生じたときは、出店者がその損害を賠償するものとする。

(関係機関との連携)

第16条 委員長は、本要綱の運用に当たっては、警察等関係機関と連携するものとする。

(細則等)

第17条 この規約に定めのない事項については、委員会が協議のうえ決定するものとする。

附 則

この規約は、平成30年5月 日から施行する。